

吹田市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金

この事業は、訪問介護等サービスにおいて、人材確保体制の構築により安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を支援することにより、介護保険制度の持続可能な運営体制を確保することを目的としています。

補助対象事業所

①訪問介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ③夜間対応型訪問介護

※ 次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・吹田市に所在している。
- ・補助対象経費が生じた時点において介護保険法に基づく指定がされている。
- ・交付申請時点において休止又は廃止されていない。
- ・補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない。
- ・令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間において同一建物減算が適用されていない。

補助対象事業の種目

(1)研修体制の構築の支援

訪問介護員等希望者の裾野を拡大し、経験年数の短い訪問介護員等でも安心して働き続けられるよう、事業所が行う訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組

(2)経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

事業所における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組

(3)経営改善の支援

事業所の経営基盤の強化や経営状況の改善、若しくは各種加算の新規取得等を図るため、専門家(コンサルタント事業者や社会保険労務士等)への業務委託や事務作業を行うための臨時職員の雇用

(4)介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材(リーフレット、チラシ等)の作成・印刷等の広報

補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日まで

補助基準額

補助対象事業の種目	補助基準額
(1)研修体制の構築の支援	1事業所あたり10万円
(2)経験年数が短い訪問介護員等への同行支援	①30分未満の同行支援1回につき2,500円(※) ②30分以上の同行支援1回につき4,000円(※) ※ 経験年数の短い訪問介護員等1人につき、①②合計30回まで
(3)経営改善の支援	1事業所あたり40万円
(4)介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1事業所あたり30万円

※ 複数種目について申請可能ですが、1事業所あたりの申請上限額は50万円です。

※ 予算額を上回る申請があった場合、申請額を下回る交付決定額になる等、ご希望に添えない場合があります。

手続きの流れ

令和8年

5/11

まで

(1) 事前交付申請書の提出

- ① 交付事前申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第1号の別紙1)
- ③ 所要額調書(様式第1号の別紙2)

内示

令和8年

7/31

まで

(2) 交付申請書の提出

- ① 交付申請書(様式第3号)
- ② 事業計画書(様式第3号の別紙1)
- ③ 所要額調書(様式第3号の別紙2)
- ④ 補助対象経費の金額及び内訳が確認できる見積書等の写し

交付決定

令和9年

2/26

まで

(3) 事業完了報告書の提出

- ① 事業完了報告書(様式第7号)
- ② 実績報告書(様式第7号の別紙1)
- ③ 所要額精算書(様式第7号の別紙2)
- ④ 補助金交付要領別表第3に定める書類の写し

交付額確定通知

令和9年

3/31

まで

(4) 請求書の提出

- ① 請求書(様式第9号)

口座振り込み

お問い合わせ・書類提出先

吹田市 福祉部 高齢福祉室 計画グループ
メール koufuk_s@city.suita.osaka.jp
TEL 06-6384-1339(直通)